

# みやこ杉木普及促進事業実施要領

京都市域産材供給協会

## (目的)

第1条 本事業は、市内産木材の需要を拡大し、市内の林業及び木材関連産業の振興及びみやこ杉木の普及啓発を図るため、みやこ杉木及びみやこ杉木製品の利用を支援することで、みやこ杉木の普及促進を行うことを目的とする。

## (定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) みやこ杉木 京都市木材地産表示制度実施要綱に定める京都市認証木材をいう。
- (2) みやこ杉木製品 みやこ杉木を使用し、製作された製品（家具、什器及び遊具（木製玩具を含む。））をいう。ただし、部材にみやこ杉木以外の素材が使用されている場合は、製品の体積又は表面積のいずれかにおいて、使用されたみやこ杉木が製品全体の過半を占めることが明らかなものに限る。
- (3) 施主 みやこ杉木及びみやこ杉木製品を購入し、自ら所有、あるいは利用を認められている施設での利用する者をいう。
- (4) 住宅等 京都市内に所在し、専ら住居として使用する建築物の他、店舗等に該当しない建築物をいう。
- (5) 店舗等 京都市内に所在する事業所等をいう。ただし、工房や作業所、倉庫等の来客が見込めない施設を除く。

## (事業内容)

第3条 本事業は、住宅等及び店舗等において、みやこ杉木及びみやこ杉木製品が利用される際に、京都市域産材供給協会（以下「協会」という。）が、施主に対して補助金を交付するものである。

## (交付対象となる建築物)

第4条 本事業の補助金の交付対象となる建築物は住宅等及び店舗等のうち、次に定める事項を満たす建築物とする。

- (1) 国、地方公共団体又はその他の公的機関が所有又は整備する建築物でないこと。
- (2) 工事完了後、速やかに利用又は供用を開始する建築物であること。

- (3) 本事業の補助金の対象となったみやこ杣木及びみやこ杣木製品について、その耐用年数が経過したと判断されるまで施主において維持・管理する建築物であること。
- (4) 工事中及び工事完了後に、みやこ杣木及び京都府豊かな森を育てる府民税の普及啓発に協力できる建築物であること。
- (5) 仮設のものでないこと。
- (6) 専ら政治活動に用いる建築物でないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。）第 2 条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営むものでないこと。
- (8) その他、協会が不適切と認める用途に用いる建築物でないこと。

#### （交付対象となる経費）

第 5 条 本事業の補助金の交付対象となる経費は、別表に定めるものとする。ただし、消費税及び地方消費税は交付対象の経費から除く。

2 前項で定める経費のうち、次に該当する経費は交付の対象外とする。

- (1) 第 8 条に規定する交付の決定前に施主が発注したみやこ杣木及びみやこ杣木製品
- (2) 他の補助制度の交付を受けている、又は交付を受ける見込みのあるみやこ杣木及びみやこ杣木製品。ただし、京都府が実施するひろがる京の木整備事業補助金の交付を受ける見込みのあるみやこ杣木及びみやこ杣木製品を除く。また、他の補助制度について、京都市が必要と認める場合はこの限りではない。

#### （補助金の額）

第 6 条 補助金の額は、本事業の補助金の交付対象とするみやこ杣木及びみやこ杣木製品の購入・施工（以下、「事業」という。）の完了日が属する年度の予算の範囲内とし、交付対象経費を超えない額とする。

2 算出された補助金の額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

#### （交付の申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、事業を開始する日までに、次の書類を協会へ提出することによって、交付の申請を行わなければならない。

- (1) みやこ杣木普及促進事業交付申請書（1 号様式）

- (2) (工務店等による代理申請の場合) 委任状 (2号様式)
- (3) みやこ柚木利用明細書 (建築物に利用するみやこ柚木のみ) (3号様式)
- (4) (みやこ柚木製品の申請を行う場合) みやこ柚木製品に関する資料 (構造図、イメージ図等とし、みやこ柚木の使用部分及び使用量が分かるよう明示するものとする。なお、材料にみやこ柚木以外が使用されている場合は、みやこ柚木の体積又は表面積がみやこ柚木製品の全体の過半を占めることが分かる図面及び計算書を別途添付する。) (任意様式)
- (5) 交付対象となるみやこ柚木及びみやこ柚木製品の見積書の写し
- (6) みやこ柚木又はみやこ柚木製品を利用する建築物の位置図 (任意様式)
- (7) みやこ柚木又はみやこ柚木製品を利用する建築物の図面 (みやこ柚木又はみやこ柚木製品の使用箇所を表示したもの) (任意様式)
- (8) みやこ柚木の利用前の写真 (4号様式) (新築の場合は不要)
- (9) みやこ柚木の利用に関するPR計画書 (5号様式)
- (10) (ひろがる京の木整備事業補助金の交付を受ける見込みがある場合) 計算書 (1号様式別紙) 並びにひろがる京の木整備事業補助金の事業申込書 (京都府の受付印が押印されたもの) 及び事業申込時の添付書類等
- (11) その他、協会が必要とする書類

2 前項の規定にかかわらず、本事業の予算額に達した時、又は協会が別に定める申請期日のいずれか早い時点で申請の受付を締め切ることがある。

#### (交付の決定)

第8条 協会は、補助金の交付の可否を決定したときは、みやこ柚木普及促進事業交付決定通知書 (6号様式) により、速やかに申請者に通知するものとする。

#### (事業内容の変更)

第9条 申請者は、前条により補助金の交付の決定を受けた申請内容に変更が生じる場合、又は補助金交付予定額の2割以上の減額が生じる場合は、事前に協会へ変更内容を報告するとともに、変更内容に係る根拠資料を添付したみやこ柚木普及促進事業変更承認申請書 (7号様式) を速やかに協会へ提出しなければならない。なお、補助金交付予定額を増額する変更は認めない。

2 申請者は、ひろがる京の木整備事業補助金との交付を併用する場合、同事業の事業内容の変更を行ったときには、速やかに協会へ変更内容を報告するとともに、必要に応じて変更内容に係る根拠資料を添付したみやこ柚木普及促進事業変更承認申請書 (7号様式) を協会へ提出しなければならない。

3 協会は、前項の申請を承認したときは、みやこ杣木普及促進事業変更承認通知書（8号様式）により、速やかに申請者に通知するものとする。

#### （完了報告書）

第10条 第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた事業が完了した日から起算して2週間を経過した日、又は協会が別に定める期日のいずれか早い期日までに、申請者は次の書類を協会へ提出しなければならない。なお、各号とも交付対象となるみやこ杣木及びみやこ杣木製品についてのものに限る。

- (1) みやこ杣木普及促進事業完了報告書（9号様式）
- (2) 利用状況写真（10号様式）
- (3) 出荷証明書の写し
- (4) 納品書の写し
- (5) 請求書及び領収書の写し
- (6) みやこ杣木の利用に関するPRの実績が分かる書類（任意様式）
- (7) 広報媒体に掲載可能な、みやこ杣木施工後の写真（データで提出）
- (8) みやこ杣木利用に関するアンケート
- (9) （ひろがる京の木整備事業補助金の交付を受ける場合）ひろがる京の木整備事業補助金の額の確定通知書等
- (10) その他、協会が必要とする書類

2 前項で定める利用状況写真（10号様式）の提出にあたっては、みやこ杣木の利用前の写真とみやこ杣木及びみやこ杣木製品の利用後の写真を貼付し、利用状況を明示しなければならない。ただし、新築の場合は利用前の写真は不要とする。

#### （完了検査）

第11条 前条の完了報告書の提出後、申請者は協会による完了検査を受けなければならない。

2 協会は前条の完了報告書をもって完了検査を行い、必要に応じて現地確認を行う。申請者は協会の求めに応じ、現地確認の受入れ、追加資料の提出など、完了検査が円滑に行えるように速やかに対応しなければならない。

#### （交付額の確定）

第12条 協会は、前条により、みやこ杣木及びみやこ杣木製品が適切に利用されていることが確認でき、みやこ杣木のPR活動が行われたことが確認できたときは、補助金の交付額を確定し、

みやこ杣木普及促進事業交付額確定通知書（11号様式）により申請者へ通知する。

- 2 協会は、前項で交付額を確定した補助金を申請者が指定した金融機関口座へを支払う。補助金の振込先名義は申請者又は2号様式により委任された代理申請者に限る。

#### （補助の中止及び返還）

第13条 申請者が次の各号に該当する場合は、協会は交付の決定を取り消し、若しくは既に交付した補助金の一部又は全額の返還を当該申請者へ求めることができるものとする。

- (1) 申請内容に重大な虚偽があると認められた場合
- (2) 本事業で利用したみやこ杣木又はみやこ杣木製品を、各利用箇所の用途における耐用年数を経過することなく撤去又は解体等を行った場合。ただし、災害等不可抗力による場合を除くものとする。
- (3) 本事業で利用したみやこ杣木又はみやこ杣木製品（家具等）を譲渡した場合
- (4) 店舗等での開業・運営が確認できない場合
- (5) 補助対象者が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であることが判明した場合
- (6) この要領の規定に違反した場合

#### （みやこ杣木普及啓発活動等への協力）

第14条 申請者は、補助の対象となった建築物及び電子媒体等において、みやこ杣木及び京都府豊かな森を育てる府民税の普及啓発に協力するものとする。

- 2 申請者は、補助の対象となった建築物の工事完了後に、京都市及び協会が作成、公開するパンフレットやホームページ等の広報媒体に掲載可能な写真を3点提出するものとする。
- 3 申請者は、みやこ杣木の普及啓発を目的に、京都市及び協会が実施する広報用の写真撮影、現地見学会等に協力するものとする。

#### （関係書類の保存）

第15条 申請者は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした書類を、本事業が完了した日の後の最初の4月から起算して5年間保存しなければならない。

- |          |    |
|----------|----|
| 令和5年4月1日 | 制定 |
| 令和6年4月1日 | 改定 |
| 令和7年4月1日 | 改定 |
| 令和8年4月1日 | 改定 |

別表

区分	交付対象となる経費※		補助率及び補助上限額
店舗等	<p>施主がみやこ杣木を購入するのに要した費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・材料費のみが対象（施工費、加工費、配送費等は含まない。）。</li> <li>・建築物又は土地に固定される（本事業終了後に移動できない）ものが対象。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：2分の1以内</li> <li>・補助上限額：160万円（みやこ杣木製品の購入に対する補助額は、みやこ杣木の購入に対する補助額を超えないものとする。）</li> </ul>
	<p>施主がみやこ杣木製品を購入するのに要した費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みやこ杣木製品の購入費が対象。（設置費、配送費等は含まない。）</li> <li>・本事業終了後に移動できるものが対象。</li> </ul>	
住宅等	<p>施主がみやこ杣木を購入するのに要した費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・材料費のみが対象（施工費、加工費、配送費等は含まない。）。</li> <li>・建築物又は土地に固定される（本事業終了後に移動できない）ものが対象。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：2分の1以内</li> <li>・補助上限額：16万円</li> </ul>

※ひろがる京の木整備事業補助金の交付を受ける見込みの場合は、当該補助金相当額を交付対象経費から差し引くこと。